

## 2 資源の循環による環境負荷の少ない愛知づくり（資源循環）

### ア 第3次計画策定時の考え方等

- 本県は日本一のモノづくり県であり、人口や都市機能の集積した大都市圏であることから、他の地域にも増して、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムから脱却し、**廃棄物の発生が抑制され、資源の適正な循環が促される社会の実現に取り組むことが必要とされた。**
- 堅実、儉約といわれる県民性を生かして3Rの取組を一層定着させるとともに、本県のモノづくり技術を活用した循環ビジネスの発掘・創出・育成等を図り、**資源循環型社会の愛知モデルを構築し、全国に発信することが必要とされた。**
- 廃棄物の処理は、減量化、適正処理を基本とし、**不適正処理防止に向けた監視・指導の強化や最終処分場の確保の取組を進めることが必要とされた。**

### イ これまでの主な取組状況

#### (1) あらゆる場面での3Rの促進

- ・ 「レジ袋削減取組店」の登録制度を創設・運用するなど、ごみ減量や再生利用等の一層の促進に向け、あらゆる主体が連携して取り組むための県民運動を展開
- ・ 下水汚泥を石炭代替のバイオマス燃料として利活用するため、衣浦東部浄化センターにおいて汚泥燃料化施設を整備し、平成24年4月、供用を開始

#### (2) モノづくり技術を活用した環境ビジネスの創出・育成

- ・ 県庁西庁舎1階に設置した「あいち資源循環推進センター」において、循環ビジネスの事業化に向けた相談や技術指導、産業廃棄物税を活用したリサイクル施設の整備に対する助成などにより、先導的で効果的な循環ビジネスを発掘・創出

#### (3) 循環型の地域づくりの推進

- ・ 地域の廃棄物や未利用資源を、リサイクル技術又はエネルギー技術を用いて、電力や熱その他の資源に変換し、再び地域に供給・還元する地域循環型システムを目指す「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」の実現に向けた取組を推進

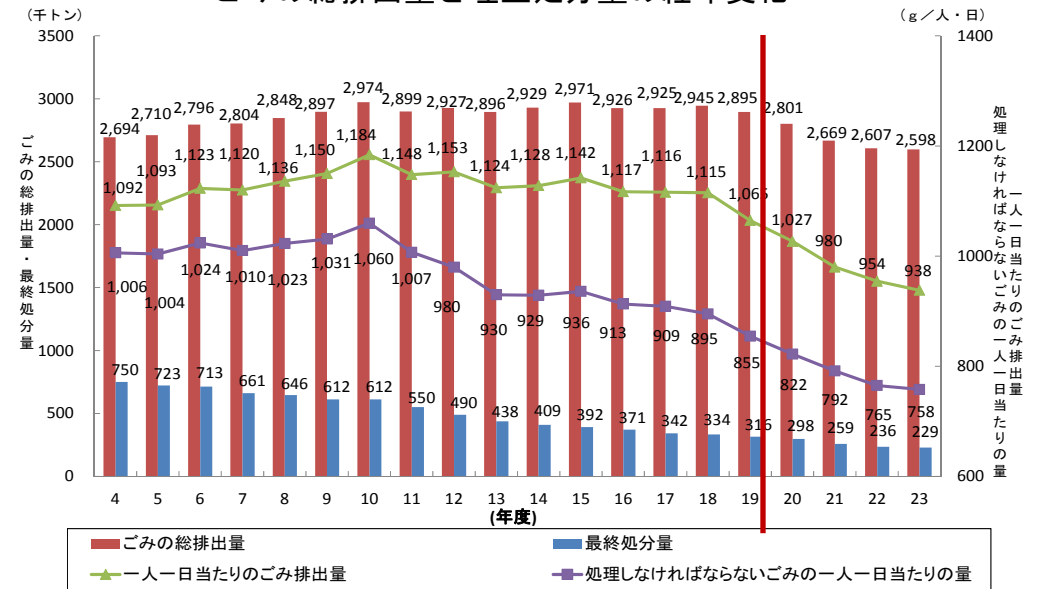
#### (4) 廃棄物の適正処理、監視指導の徹底

- ・ 産業廃棄物の不適正処理の防止につながる電子マニフェストの普及を促すため、業界団体等がグループで導入する際に助成するとともに啓発事業を実施
- ・ 産業廃棄物等から製造された再生品等が、市場へ流通する前にその環境安全性を審査する「再生資源活用審査制度」を、全国に先駆け導入

#### (5) 廃棄物処理施設の整備の促進

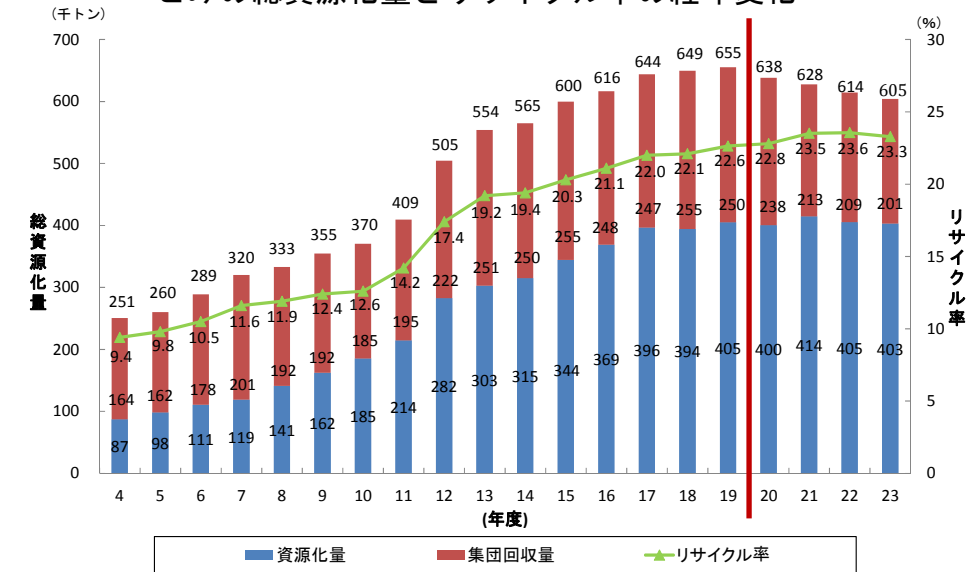
- ・ 県内の廃棄物最終処分場のひっ迫に対処するため、衣浦港3号地廃棄物最終処分場を整備し、平成23年3月、全面供用を開始

ごみの総排出量と埋立処分量の経年変化



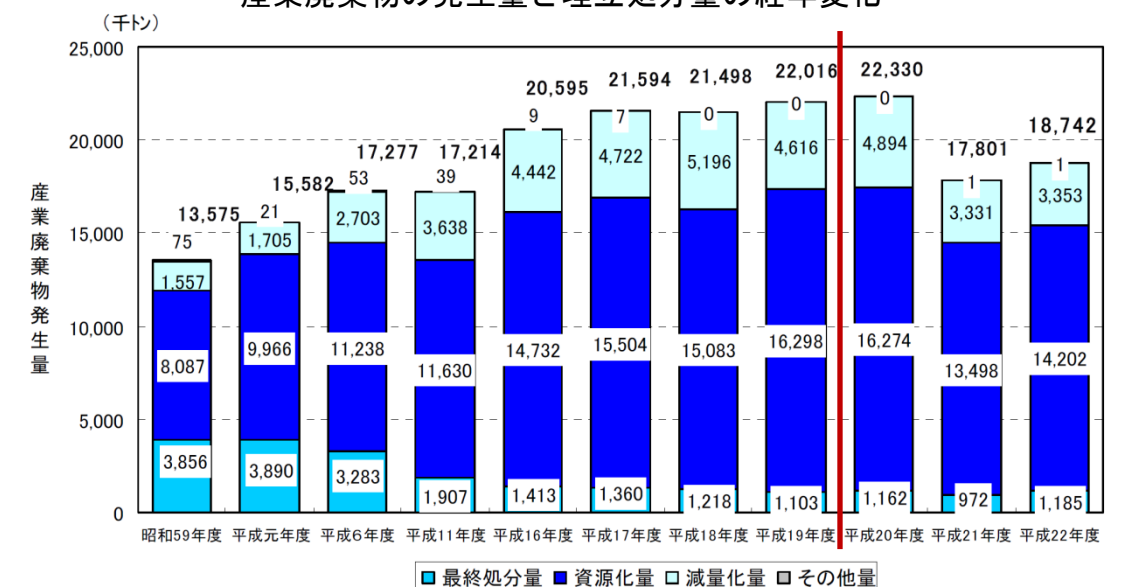
(注1) 「ごみの総排出量」とは、「収集ごみ量」、「直接搬入ごみ量」、「自家処理量」、「集団回収量」の合計値をいう。  
 (注2) 「人口」の定義について、平成19年度から住民基本台帳人口に外国人登録人口を含めている。  
 (注3) 平成23年度の数値は中間集計値。

ごみの総資源化量とリサイクル率の経年変化

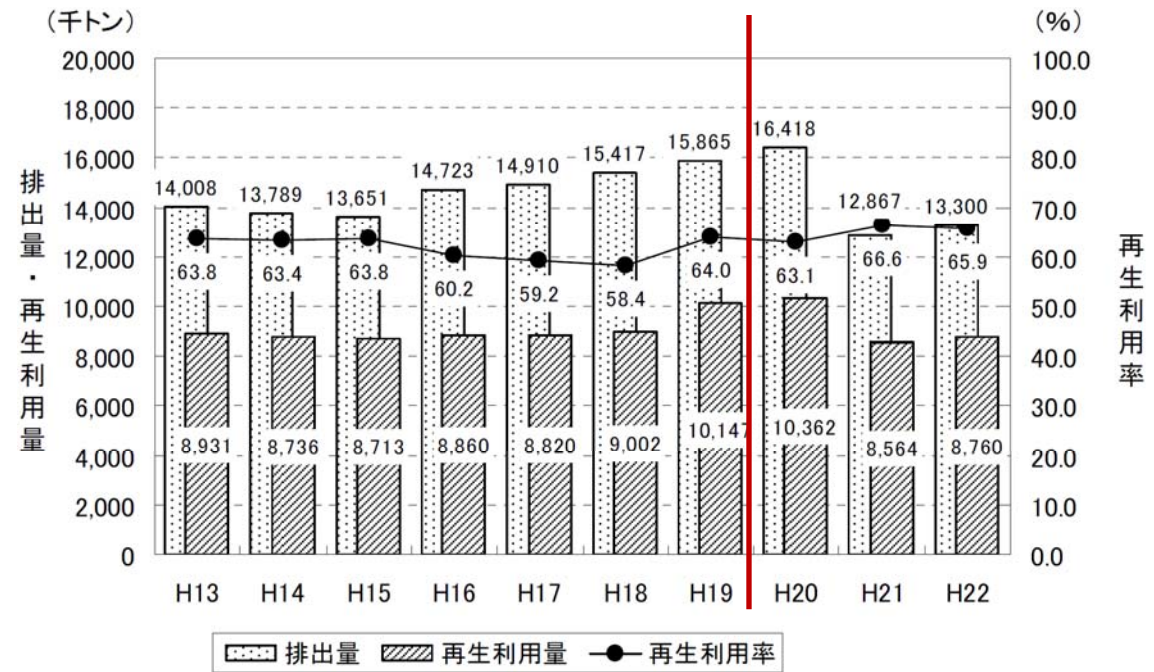


(注1) 「総資源化量」とは、「資源化量」と「集団回収量」の合計値をいう。  
 (注2) 「リサイクル率」= (「総資源化量」/ (「収集ごみ量」+「直接搬入ごみ量」+「集団回収量」)) × 100。  
 (注3) 平成23年度の数値は中間集計値。

産業廃棄物の発生量と埋立処分量の経年変化



産業廃棄物の排出量と再生利用率の経年変化

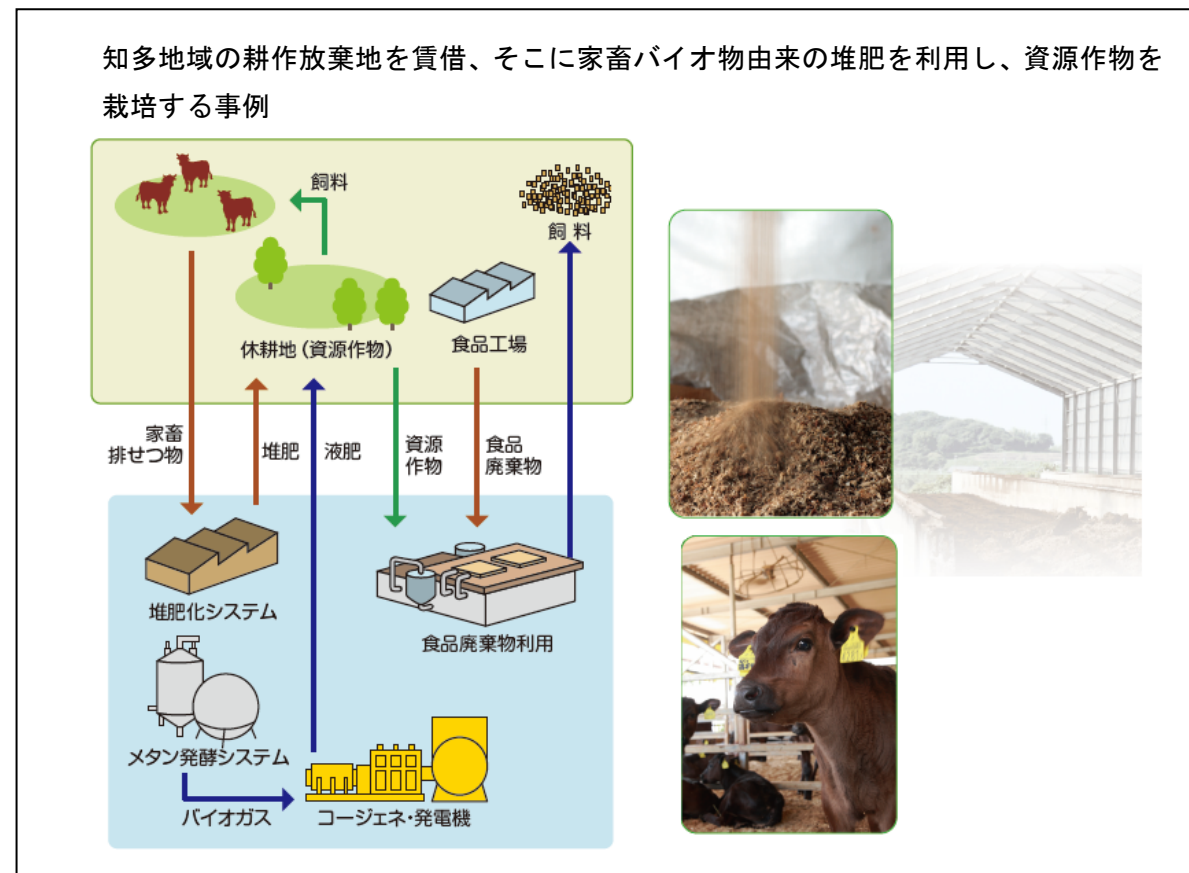


ウ 数値目標の達成状況

項目	計画策定時	目標	実施状況			
			20年度	21年度	22年度	23年度
廃棄物の埋立処分量	170万トン (17年度)	104万トン (22年度)	146万トン	123万トン	142万トン	集計中
処理しなければならないごみの一人一日あたりの量	895g (18年度)	720g (22年度)	822g	792g	765g	758g <sup>※</sup>
排出量に対する再生利用量の割合	一般廃棄物 : 21%	一般廃棄物 : 29%	一般廃棄物 : 23%	一般廃棄物 : 24%	一般廃棄物 : 24%	一般廃棄物 : 23% <sup>※</sup>
	産業廃棄物 : 60% (16年度)	産業廃棄物 : 60% (22年度)	産業廃棄物 : 63%	産業廃棄物 : 67%	産業廃棄物 : 66%	産業廃棄物 : 集計中
効果的・先導的循環ビジネスの発掘・創出(エコタウン事業支援企業)	累計11事業 (18年度末)	1事業以上 (毎年度)	累計17事業	累計21事業	累計21事業	累計21事業
衣浦港3号地廃棄物最終処分場の整備	—	整備・供用開始 (22年度)	整備	整備	全面供用開始 (H23.3)	供用中

※中間集計値

「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」に基づく事業モデルの例



エ 計画期間における本県を巡る新たな動き

- 本県の廃棄物対策は、平成19年3月に策定した愛知県廃棄物処理計画(平成19年度～23年度)を基本として、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指して、県民、事業者、行政などの各主体がそれぞれの立場で3Rの取り組み、積極的に廃棄物の減量化、資源化を推進してきたが、埋立処分量や処理しなければならないごみ(一般廃棄物)の一人一日あたりの量など、一部の目標が達成できなかった。
- 廃棄物処理計画が平成23年度で期限を迎えたこと、平成22年12月、国において「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が改正されたことを受け、平成24年3月、新たな愛知県廃棄物処理計画(平成24年度～28年度)を策定した。
- 新廃棄物処理計画では、前計画の目標項目である「処理しなければならないごみの一人一日あたりの量」、「再生利用率」及び「最終処分量」に加え、より一層の廃棄物の発生抑制を目指し、廃棄物の「排出量」を新たな目標として加えた。  
また、資源循環の推進に併せて地球温暖化対策を推進するとともに、景観や環境保全に大きな影響を及ぼしている海岸漂着物の対策や、災害時のし尿、生活ごみ、がれき等の廃棄物に関する処理体制の構築などを、新たな取組分野として掲げており、今後は、この計画に基づいた施策を推進することとしている。